

地方独立行政法人評価委員会の業務一覧

(「法」は、地方独立行政法人法)

1 法人の業務実績に関する評価	
<u>①各事業年度における業務の実績に関する評価</u>	法第 28 条第 1 項
<u>②中期目標期間における業務の実績に関する評価</u>	法第 30 条第 1 項
<u>③法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告</u>	法第 28 条第 3 項
2 知事が認可・承認等を行う際の意見の提示	
①法人から申請のあった業務方法書を認可する際の意見	法第 22 条第 3 項
②中期目標を定め、又は変更する際の意見	法第 25 条第 3 項
③法人から申請のあった中期計画を認可する際の意見	法第 26 条第 3 項
<u>④法人から提出された財務諸表を承認する際の意見</u>	法第 34 条第 3 項
⑤法人が積立金を次期中期目標の期間における業務の財源に充てることを承認する際の意見	法第 40 条第 5 項
⑥中期計画で定める限度額を超えた短期借入金を認可する際の意見	法第 41 条第 4 項
⑦短期借入金の借り換えを認可する際の意見	法第 41 条第 4 項
⑧法人が条例で定める重要な財産を処分等しようとするについて認可する際の意見	法第 44 条第 2 項
<u>⑨中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講ずる際の意見</u>	法第 31 条第 2 項
3 知事への意見の申し出	
法人役員の報酬及び退職手当の支給基準に関する知事への意見の申し出	法第 49 条第 2 項

※下線部分は、地方独立行政法人化後の評価委員会の主な業務